

各種助成金のご案内

三重労働局雇用環境・均等室（令和3年5月）

NEW

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

※機器の導入などに要した経費の一部を支給 《中小企業対象》

テレワークを
新規導入する

機器等導入助成 上限20万円～100万円 助成率30%

テレワーク実施計画の認定を受け

- ①新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備する
- ②就業規則の整備や、テレワーク用通信機器の導入など、助成対象となる取組みを行う
- ③基準以上のテレワークを実施する

助成金の種類、
助成額、主な要
件の解説です

目標達成助成 上限20万円～100万円 助成率20%（※生産性要件を満たした場合は35%）

- ①離職率の基準を満たすこと
- ②テレワークの実績の基準を満たすこと

働き方改革推進支援助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《中小企業対象》

36協定を見直す
年次有給休暇の
取得促進

労働時間短縮・年休促進支援コース 上限50万円～200万円 補助率3/4～4/5 申請締切 R3.11.30

- ・対象事業場において月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外労働時間数を縮減させる
 - ・特別休暇（有給）の導入、時間単位の年休制度を新たに導入
- ※ 3～5%賃金引き上げの達成時の加算額上限15～240万円の加算あり

勤務間インター
バルを導入する

勤務間インターバル導入コース 上限40万円～100万円 補助率3/4～4/5 申請締切 R3.11.30

- ・36協定を締結し、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している中小企業において、勤務間インターバルを①新規で導入 ②適用範囲の拡大 ③時間延長した場合
- ※ 3～5%賃金引き上げの達成時の加算額上限15～240万円の加算あり

労務・労働時間
の適正管理の推
進に向けた環境
整備に取り組む

NEW 労働時間適正管理推進コース 上限50万円 補助率3/4～4/5 申請締切 R3.11.30

- ・新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できる統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用する。
- ※ 3～5%賃金引き上げの達成時の加算額上限15～240万円の加算あり

事業主の枠を超
えて取り組む

団体推進コース 上限500万円 ※条件により上限額1,000万円 申請締切 R3.11.30

3者以上で構成する事業主団体及び10者以上で構成する共同事業主が、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する

業務改善助成金

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《事業場規模100人以下対象》

最低賃金を引き
上げる

20円以上引上げ 上限20万円～450万円 助成率3/4～9/10 申請締切R4.1.31

事業場内最低賃金と三重県最低賃金の差額が30円以内の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる
※POSレジシステム等の導入、人材育成費用、経営コンサルティング経費などに活用できます



三重働き方改革推進支援センターのご案内

三重労働局委託事業 受託者：株式会社タスクールPlus

助成金の活用や労務管理に関する問題について、専門家が無料で相談に応じます。ご要望により事業所へ訪問させていただきます。

フリーダイヤル：0120-111-417

メール：mie@task-work.com HP：<https://task-work.com/mie/>



中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、
三重労働局雇用環境・均等室へ
電話 059-261-2978
要件等の詳細は、
厚生労働省ホームページでもご覧いただけます
(<http://www.mhlw.go.jp>)



※助成金は、予算の範囲内で支給されます。年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。

両立支援等助成金

男性の育児と仕事の両立を支援する

出生時両立支援コース 14.25万円～72万円 ※①は10人目まで支給あり
・男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行う
①子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得する
※対象労働者の育休取得前に個別面談等、育休取得を後押しする取組を実施した場合、以下の金額を加算
【1人目】5万円～12万円 【2人目以降】2.5万円～6万円
②子の出生前6週間から出生後8週間までで合計5日以上（中小企業以外は8日以上）の育児目的休暇を取得する

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース 28.5万円～36万円 ①と②は分けて申請、支給する 《中小企業対象》
育休取得時 ①「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する
職場復帰時 ②育児休業者を原職等に復帰させ、6か月以上雇用する ※育休取得者の業務を代替する職場の労働者に手当を支給し、残業抑制のための業務見直しなどを行った場合、加算あり（19万円～24万円）

育休中の代替要員を確保する

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円～60万円 《中小企業対象》
※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※くるみん認定による対象拡大あり
・育児休業（3か月以上）期間中の代替要員を新たに確保する
・育休者を原職等に復帰させ、6か月以上雇用する
※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合加算あり（9.5万円～12万円）

育休復帰後の両立を支援する

育児休業等支援コース 職場復帰後支援 制度導入時28.5万円～36万円 《中小企業対象》
※②の制度利用時は、3年以上5人まで支給あり
①法を上回る看護休暇制度または保育サービス費用補助制度を導入する ②育休から復帰後6か月以内に制度を利用する

新型コロナウイルス感染症対応特例

NEW

育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例 5万円 ※10人まで
・小学校臨時休校等により子供の世話をするための特別休暇制度（有給）及び、両立支援制度を導入し、特別休暇を利用する。

介護離職を防止する

介護離職防止支援コース 28.5万円～36万円 《中小企業対象》
①「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護休業（合計5日以上）を取得する
②介護休業者を原職等に復帰させ、3か月以上雇用する ※①、②、③は分けて申請、支給する
③「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護制度（短時間勤務制度等を合計20日以上）を利用する
新型コロナウイルス感染症対応特例
④介護のための有給休暇を20日間以上取得できる制度を導入し、5日以上利用する。

不妊治療の制度を整備する。

NEW

不妊治療両立支援コース 28.5万円～36万円 《中小企業対象》
・両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、環境整備を行う。
・「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度及び両立支援制度を合計5日（5回）取得または利用する。
※休暇制度を20日間以上連続して取得した場合の加算あり。28.5万円～36万円 ※加算は5人まで

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

NEW

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース 28.5万円 ※5人まで
・新型コロナ感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇（年次有給休暇の賃金相当額の6割以上）の休暇制度を設け社内周知し、当該休暇を合計20日以上取得する。

対象期間：
令和3年4月1日～
令和4年1月31日

※1事業主1回限り、上記の休暇取得支援コースに加え
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金 15万円
・上記休暇制度を設け、社内に周知し当該休暇を5日以上取得する

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した

女性活躍加速化コース 《常用労働者300人以下企業対象》
数値目標達成時 47.5万円～60万円 ※1企業1回限り



「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については「育休プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続けられるよう取り組む事業主の方が対象です。厚生労働省委託事業 受託者：株式会社パソナ 電話03-5542-1740